資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百二十六万千百三十三円、資本準備金の額を三百二十六万千百三十二円減少し、それぞれ百万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年十月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年十一月十七日

大阪府高槻市北園町一六番一五号

有限会社日吉台米穀店

代表取締役　上門　隆

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年十二月二日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、令和八年十二月中に開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めましたので公告します。

令和八年十一月十七日

東京都西東京市田無町四丁目一八番五号―三〇一

和光建物有限会社

代表取締役　伊東　彩佳

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十七日

岐阜市曙町四丁目一五番地

マイクロアルジェコーポレーション株式会社

代表取締役　竹中　裕行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十七日

愛知県海部郡飛島村新政成十一丁目二七番地

株式会社ムラアーカム

代表取締役　増田　剛之

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年十一月十七日

愛知県海部郡飛島村新政成十一丁目二七番地

MKエンジニアリング株式会社

代表取締役　村上　治

定款変更につき通知公告

当社は、令和九年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十七日

大阪市港区海岸通一丁目一番一〇号

株式会社海遊館

代表取締役　濱元　博之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金容仁が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

東京都港区元赤坂一丁目三番九号K―Frontビル八階

株式会社DoallTech

日本における代表者　金　容　仁

限定承認公告

本籍宮城県気仙沼市四反田八二番地三、最後の住所宮城県気仙沼市四反田五七番地一八

被相続人　亡　千葉　孝行

右被相続人は令和八年七月十日死亡し、その相続人は令和八年十月三十日仙台家庭裁判所気仙沼支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

埼玉県新座市新塚一丁目二番二―一四〇号

相続財産清算人　千葉　有史

限定承認公告

本籍愛知県稲沢市平和町下起北一三二番地、最後の住所愛知県稲沢市平和町下起北七〇番地

被相続人　亡　杉本　嘉久

右被相続人は令和八年五月十八日死亡し、その相続人は令和八年十月二十二日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

愛知県稲沢市平和町下起北七〇番地

限定承認者　杉本　綾香

令和八年十一月十七日

愛知県海部郡飛島村新政成十一丁目二七番地

MKエンジニアリング株式会社

代表取締役　村上　治

定款変更につき通知公告

当社は、令和九年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十七日

大阪市港区海岸通一丁目一番一〇号

株式会社海遊館

代表取締役　濱元　博之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金容仁が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

東京都港区元赤坂一丁目三番九号K―Frontビル八階

株式会社DoallTech

日本における代表者　金　容　仁

限定承認公告

本籍宮城県気仙沼市四反田八二番地三、最後の住所宮城県気仙沼市四反田五七番地一八

被相続人　亡　千葉　孝行

右被相続人は令和八年七月十日死亡し、その相続人は令和八年十月三十日仙台家庭裁判所気仙沼支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

埼玉県新座市新塚一丁目二番二―一四〇号

相続財産清算人　千葉　有史

限定承認公告

本籍愛知県稲沢市平和町下起北一三二番地、最後の住所愛知県稲沢市平和町下起北七〇番地

被相続人　亡　杉本　嘉久

右被相続人は令和八年五月十八日死亡し、その相続人は令和八年十月二十二日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

愛知県稲沢市平和町下起北七〇番地

限定承認者　杉本　綾香

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千百七万二千二百九十三口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

MF4JPN特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千五百四十万二千八百五十五口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年十二月十八日までに当社にご提出下さい。

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

MF4JPN3特定目的会社

取締役　北﨑　桂子

任意清算公告

当社は、令和八年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十七日

秋田県湯沢市大町一丁目二番二三号

合名会社大丸呉服店

秋田県横手市平和町一―一五高橋ビル三階

遠藤・京野法律事務所

清算人　弁護士　遠藤　帥仁

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十一億五千万円減少し四千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月二十五日

掲載頁　一四九頁（号外第一一五号）

令和八年十一月十七日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

KRF83特定目的会社

取締役　石本　忠次

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百三十二億八千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月八日

掲載頁　一〇八頁（号外第一〇三号）

令和八年十一月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

瑞穂プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百十三億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月八日

掲載頁　一〇九頁（号外第一〇三号）

令和八年十一月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

特定目的会社クスノキ

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十九億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十四日

掲載頁　六十五頁（号外第一〇七号）

令和八年十一月十七日

東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階

Canal Side特定目的会社

取締役　鎌形　武彦